最終更新日:2015年7月10日
株式会社ソトー
取締役社長　高岡幸郎
問合せ先:常務取締役経営管理部長　上田康彦　TEL0586-45-1121
証券コード:3571
http://www.sotoh.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、感性と技術で市場の求める新しい価値を創造し、顧客の満足を得る品質を提供することを使命と考え、積極的かつ健全な経営で、株主・取引先を含む全てのステークホルダーから期待され信頼される企業を目指すことを基本としており、法令を遵守し、経営の透明性・公平性を確保して迅速な意思決定を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めることを経営の重要な課題と認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ダイドーリミテッド	1,595,000	11.44
大同生命保険株式会社	846,000	6.07
株式会社トーア紡コーポレーション	400,000	2.87
株式会社りそな銀行	367,000	2.63
株式会社ワールド	330,400	2.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	312,100	2.23
株式会社みずほ銀行	275,488	1.97
三井住友海上火災保険株式会社	250,282	1.79
タキヒヨー株式会社	245,000	1.75
明治安田生命保険相互会社	221,760	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高塚　良司	他の会社の出身者											
吉野　哲	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高塚　良司	○	―――	長年のコンサルタント業務を通じて培った幅広い知識と見識を持ち、当社のコーポレート・ガバナンスの強化と経営判断の多様性を確保できると判断したものであります。 取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しておらず、高い独立性を有していることから、一般株主との利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
吉野　哲	○	―――	経営者として経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断したものであります。 取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当しておらず、高い独立性を有していることから、一般株主との利益

			相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役(社外監査役を含む)、内部監査室と会計監査人は、定期的及び内容に応じて適時に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢崎　信也	弁護士													
山下　佳代子	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢崎　信也		―――	弁護士資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しております、他社の社外監査役を務めていた経験から法令順守を主とした観点で選任しております。 当社の経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役として適任であると考えております。
山下　佳代子		―――	公認会計士及び税理士の資格を有しており会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、経営の透明性の確保を主とした観点で選任しております。 当社の経営陣との間で特別な利益関係を有

			しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役として適任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

賞与支給に当たっては業績連動によっております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における役員報酬の内容
取締役の年間報酬額　52百万円(うち社外取締役3百万円)
(注)　取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会において、取締役より業務の執行状況について報告をいたしております。社外監査役に対しては、監査役会において、常勤監査役より業務執行の状況について報告をいたしております。更に、社外役員は関係部署から必要な情報を収集できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、定例取締役会を月1回開催し法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。また、迅速な経営判断を行うために、社長並びに取締役、常勤監査役及び社長が指名する者で構成する経営会議を週1回行い、重要事項を審議、検討し必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

監査役は、監査役会で定めた監査の方針に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類を閲覧する等、取締役の業務執行の状況を監査し、経営監視機能の充実を図っております。当社の監査役(社外監査役を含む)、内部監査室と会計監査人は、定期的及び内容に応じて適時に意見交換を行っており、また内部監査室が実施した内部管理体制の適切性等の検証に係る報告内容を閲覧し、必要に応じて担当者に質問等を実施しております。

内部監査体制については、社長直属の内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の財産及び業務運営の状況について適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、当社内部統制システムの有効性について検証及び評価を行っており、監査結果を社長及び取締役会に報告しております。

当社の会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人に依頼しております。同監査法人及びその業務執行社員と当社の間に特別な利害関係はありません。なお、当事業年度における業務執行社員の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　松本千佳(継続監査年数5年)、大谷浩二(継続監査年数3年)、補助者　公認会計士4名、その他9名 。

当社の社外取締役につきましては、業界内外に関する幅広い知識と見識を有する人材を選任する方針であります。社外取締役である高塚良司氏は、株式会社コーポレイトディレクションのアライアンスコンサルタントであり、長年のコンサルタント業務を通じて培った幅広い知識と見識を持ち、当社のコーポレート・ガバナンスの強化と経営判断の多様性を確保しております。同じく社外取締役である吉野哲氏は、経営者として経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより当社のコーポレートガバナンスの強化が期待できます。
また、社外監査役につきましては、企業法務や、会計・税務等の知見を有する人材を選任する方針であります。社外監査役である矢崎信也氏は、弁護士資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しております。同じく社外監査役である山下佳代子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、経営の透明性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役6名のうち2名を社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役としているため、社外役員に期待される、より専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能について十分に行使が期待できる体制であり、さらには、社長を委員長とし、取締役、内部監査室スタッフ、重要な子会社を含む内部統制プロジェクト委員をメンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会も設置しており、十分なガバナンス体制が構築されていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの合同説明会に年１回出展しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	財務情報、業績ハイライト、IRカレンダー、株式の状況等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部総務課をIRに関する部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に優しい薬品の使用と加工の開発及び省エネ活動を積極的に実施し、環境保全に注力しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするためコンプライアンス規程を制定し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス全体を統括すると同時に、役員及び社員等に教育・研修を行い周知徹底いたしております。また、法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行っております。

(3)損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理規程によりリスクカテゴリー毎の責任部署を定めております。コンプライアンス・リスク管理委員会において部署毎のリスク管理の状況を監査し、全社的リスク管理の進捗状況を取締役会に報告いたしております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社長並びに取締役、常勤監査役及び社長が指名する者で構成する経営会議を原則週１回行い、重要事項を審議、検討し必要に応じて臨時取締役会を開催いたしております。中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定いたしております。各部門においては、その目標達成に向け具体案を立案、実行いたしております。組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、職務の執行が効率的に行われる体制を構築いたしております。

(5)当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のコンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進いたしております。子会社の役員及び社員等に対しコンプライアンス・リスク管理について当社同様の教育・研修を通じ指導いたしております。子会社に取締役または監査役を派遣するとともに、事業内容の毎月の報告と重要案件についての事前協議を行っております。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものといたしております。なお、当該使用人の任命・異動等に関しては監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保いたしております。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告いたしております。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会やその他重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることといたしております。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(8)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは財務報告の信頼性を確保するための内部統制強化を目的として、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備及び運用を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除するための体制

当社及び当社グループ全ての役職員が守るべきコンプライアンス規程において、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力に係る対応について規定し、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

株式会社ソトー　コーポレートガバナンス　概略図

